

長久手市農業振興地域整備促進協議会規約

(目的及び設置)

第1条 長久手市における農業振興地域の整備に関し、必要な施策を円滑かつ計画的に推進するため長久手市農業振興地域整備促進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、農業振興地域整備計画の策定、変更その他施策実施に関する重要事項について審議し、調査し、及び協議する。

(組織等)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業委員会の委員
- (2) 農業協同組合の代表
- (3) 土地改良区等農業団体の代表
- (4) 農業者の代表
- (5) その他学識経験者、関係機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集する。

2 協議会においては、会長が議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設部みどりの推進課において処理する。

(報償)

第8条 委員には予算の定めるところにより報償を支給する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、昭和48年3月13日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年6月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年7月20日から施行する。